

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
平成 28 年 10 月 6 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600202号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600086号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成21年12月11日及び平成22年7月20日は23万7,000円、同年12月14日及び平成23年7月14日は23万2,000円、同年12月14日は23万7,000円に訂正することが必要である。

上記の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年12月11日、平成22年7月20日、同年12月14日、平成23年7月14日及び同年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年12月
② 平成22年7月
③ 平成22年12月
④ 平成23年7月
⑤ 平成23年12月

A社から平成21年12月、平成22年7月、同年12月、平成23年7月及び同年12月に賞与が支給されていた。しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間①から④までに係る賞与明細書(写)及び請求期間⑤に係る冬季賞与明細一覧(写)により、請求者は、請求期間①から⑤までにおいて賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間の賞与支給日については、預金通帳(写)及び冬季賞与明細一覧(写)で確認できる振込日又は支給日から、請求期間①は平成21年12月11日、請求期間②は平成22年

7月20日、請求期間③は同年12月14日、請求期間④は平成23年7月14日及び請求期間⑤は同年12月14日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、上記賞与明細書（写）等において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①及び②は23万7,000円、請求期間③及び④は23万2,000円、請求期間⑤は23万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成21年12月11日、平成22年7月20日、同年12月14日、平成23年7月14日及び同年12月14日の請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。